

●業務の入札契約手続き等に関するQ&A集

番号	項目	質問	回答
企業者説明会時の質問			
1	業務実績	業務実績の対象期間で、直近の完了業務の考え方は、どうなっているのか。	直近の完了業務の考え方は、企業に委託業務等成績評価通知書が通知された時点です。
2	業務成績	業務成績については、提出する参考資料で評価されるのか。	提出された参考資料で評価するのではなく、評価は発注者のデータで行う。なお、抜け等が無いかなどの確認をするための参考資料です。
3	業務成績	業務成績の過去4年間の対象が8月に切り替わるが、新しい評価の適用はどの手続きから対象となるのか。	公告日を、基準日としています。
4	公表資料	落札者決定後の質問期限が5日以内に対し、公表資料(技術評価点の内訳)の公表が遅いため、質問ができない。	【追加修正】 「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号)、最終改訂(平成19年10月5日付け国官会第946-4号、国地契第36号)【通達】により、評価結果の公表は、契約締結後となります。 個別に公表の遅い事務所があったら、技術管理課にお問い合わせ下さい。
5	テクリス	技術資料作成業務では、事業計画業務の仕様書に準ずるとなっているが、発注者支援業務に該当しないのか。	発注者支援業務には入りません。(資料-1 P.9のとおり)
6	テクリス	過去にテクリス登録の際、担当技術者を9名登録してしまった場合は、実績となるのか。	本省を通してJACICから3名以上登録されている企業に対しては、修正依頼をします。(修正に伴う手数料は無料と聞いています。)
7	テクリス	テクリス登録の際、業務分野の登録は、いくつでもいいのか。また、評点も同様につくのか。	業務分野の登録は、最大8件まで登録が可能で、うち先頭から3つまでが発注者に提供されますので、よく考えて入力願います。また、評点も登録した業務分野に同様に与えられます。
8	新たな積算	補償コンサルタント業務も、「新たな積算」になるのか。	「技術経費」を伴う部分の積算のみ「新たな積算」を適用する。
9	新たな積算	測量と設計業務を混合で発注された場合の計算の仕方はどうなるのか。	従来とおり測量は測量業務積算基準に基づき積算し、設計業務は「新たな積算」に基づき積算して各々を合算すること。
10	発注者支援業務	このガイドラインは、発注者支援業務等についても、同様に考えればよいのか。また、今年度の共同体の考え方も示されているが、変わるのか。	発注者支援業務は、市場化テストとして実施されており、ガイドラインは一般業務に対して適用されます。共同体についても、同様。
11	発注者支援業務等	発注者支援業務等の内容が、他地整と違うと思うが、中部地整としての定義か。	中部地整においては、事業計画業務を含んだものが発注支援業務等です。

番号	項目	質問	回答
16	新たな積算	これまで「技術経費」を用いて積算を行っていた全ての業務は、今年度発注する業務から「新たな積算手法」に改正されると説明されていたが、現在、公告されている「橋梁点検業務」は従来とおりの「技術経費」を用いた公告となっているのは、4/25以前に公告されているからなのか。	<p>「防災カルテ点検業務」及び「橋梁点検業務」について、単独業務として発注する場合のみ、従来とおりの「技術経費」を用いた積算による業務発注となります。4/14の説明会時は全てと説明しましたが一部対象外業務がありました。訂正させていただきます。</p> <p>尚、「点検」及び「設計」が混在する様な業務については、全て「新たな積算手法」により発注される予定です。</p> <p>※4/12に公告された以下の4業務はこれに該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成23年度 岡崎出張所管内西部地区橋梁点検業務 ②平成23年度 岡崎出張所管内東部地区橋梁点検業務 ③平成23年度 第一・第二・第四・豊田出張所管内橋梁点検業務 ④平成23年度 第三出張所管橋梁点検業務
17	競争参加資格確認申請書(参加表明書)	500万円未満の業務で自主的にテクリスに登録した業務において、業務成績評定点が付与されていない業務についても、競争参加資格確認資料として提出する業務成績点及び内訳に記載する必要がありますか。また、記載する必要がある場合には、当該業務は平均点算出対象から控除するとともに、内訳には「業務成績評定対象外」等の表記をすればよろしいでしょうか。	記載する必要はありません。
18	競争参加資格確認申請書(参加表明書)	過去4年間、中部地方整備局発注業務で、入札説明書に記載されたテクリス業務分野に該当する業務成績及び内訳書等の提出について・中部地方整備局発注の交通量調査業務も、テクリス業務分野に該当すれば、提出対象業務と考えて宜しいでしょうか。	一般競争総合評価落札方式及び簡易公募型競争入札方式においては、入札説明書に記載されている該当業務分野で登録を実施されている場合は、対象業務となります。
19	業務実績	TECRISにおける「補償」分野は、平成21年8月より登録が可能になったと理解しております。過去4年間の業務実績においてTECRIS業務分野が「補償」と設定された場合、平成21年8月以前にTECRIS登録を行った補償関連業務については評価対象となるのでしょうか。評価対象となる場合、どの分野で選択されると考えればよろしいでしょうか。(例:「測量 その他」、「測量 基本測量 その他」、「測量 公共測量 その他」など)	<p>補償コンサルタント業務については、TECRISの業務分野ではなく中部地方整備局発注業務における補償コンサルタント業務の過去4年間の業務成績の平均点を評価します。</p> <p>なお、詳細は個々の入札説明書をご確認下さい。</p>
20	業務実績	TECRIS登録の有無にかかわらず、業務実施計画書等の資料により業務へ主体的に携わったことが認められる場合は技術者の業務実績として認めていただけるのでしょうか。	技術者の業務実績については、請負業務で従事した場合は、その業務に係る契約書および技術者が従事したことが確認できる資料(例えば業務計画書の表紙及び技術者が従事したことが確認できるページの写し)を提出下さい。なお、TECRISに登録されている場合は、確認できる資料の提出は不要です。
21	業務実績	TECRIS登録で3つの業務分野を登録している場合、管理技術者も担当技術者もそれぞれ3つの業務分野とも業務実績として認められていると解釈していますが、今回も同様と解釈してよろしいでしょうか?それとも担当技術者は、割り振られた業務分野1つのみなののでしょうか。	TECRIS登録の際、企業の業務分野を3つ登録している場合、管理技術者、担当技術者ともに、3つの業務分野で業務実績として認められます。

番号	項目	質問	回答
22	業務成績	業務ガイドラインにおける評価等の対象期間について(総合評価・簡易公募型競争)過去4年間の中部地勢発注業務におけるTECRISの業務分野〇〇に該当する業務成績とある、過去4年とは完了年度をもって対象年度と考えるという事でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、業務完了年度です。
23	業務成績	・ガイドライン P.30 業務成績評価について質問。 企業の業務成績評価についてK社の事例が掲載され、『設計・環境・検討・地質・測量・用地関連等全ての業務において、テクリス登録時に分野として「道路」が含まれるものが平均計算の対象。』とされていますが、全ての業務には発注者支援業務等も含まれるのでしょうか。 また、発注者支援業務等が含まれない場合には、如何なる業務が控除すべき発注者支援業務等に該当するのでしょうか。(H23業務における発注者支援業務等の内容は説明会資料-1「平成23年度コンサルタント業務の手続き等の改訂について」のp.9に記載されておりますが、平成22年度以前における発注者支援業務等の内容とは若干相違があるためご教授ください。)	・発注者支援業務等も含まれます。 ・道路関係の工事監督支援業務を、TECRIS登録時に業務分野を「道路」として登録した場合は、業務分野の「道路」に含まれて、平均点を算出することになります。
24	業務成績	業務成績の評価対象となる年度は、業務の完了年度か受注年度かいずれに該当しますか。 例)平成19年度～22年度の中部地方整備局発注業務が評価対象である場合、履行期間が「平成19年1月開始～平成19年6月完了」の業務は上記評価対象期間の場合、下記のいずれに該当しますか。 1)受注年度が対象である場合:含まれない 2)完了年度が対象である場合:含まれる	業務成績の対象期間の考え方は、完了年度です。よって、上記の例えでの答えは、2)となります。
25	業務成績	業務評価では、どの立場で従事した場合でも、業務の総合業務評定点が評価対象になると理解していますが、業務評定点が付与されている業務において、管理技術者、担当技術者、照査技術者のうち、技術者評点が記載されていない職務上の立場に該当している技術者については、その業務は評価対象業務となるのでしょうか。 例)業務分野 :道路 業務評定 :75点 管理技術者:75点 担当技術者:75点 照査技術者:付与されていない。 上記の例において、照査技術者として従事した技術者が業務分野「道路」と設定された発注業務に参加する場合、照査技術者としては評価されていない中で、上記業務は評価対象となるのでしょうか。	仕様書に、照査技術者の配置が義務付けていない場合は、技術者評点は付与されません。 また、照査技術者の義務付けがない業務を、TECRIS登録する際、照査技術者登録をすることは出来ません。 よって、評価対象とはなりません。 なお、仕様書に照査技術者が義務付けされているのに技術者評点が通知されない場合等は、発注機関にご確認ください。

番号	項目	質問	回答
26	業務成績	<p>例えば、以下に例示したようにB氏は担当技術者として道路分野の担当しか行っていませんが、河川、砂防分野、についての業務成績もあるものとして考えるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>業務及び管理技術者の登録業務分野 業務分野1:道路 業務分野2:道路 業務分野3:河川、砂防</p> <p>担当1:B氏 担当分野:道路 担当2:C氏 担当分野:道路 担当3:D氏 担当分野:河川、砂防</p>	よろしいです。
27	業務成績	設計共同体で参加した際の業務成績の考え方についてですが、入札説明書に記載のあるTECRIS該当業務分野の業務成績は代表社及び構成員の所属するそれぞれの企業の業務の業務成績を合算した平均となるのでしょうか。	代表者、構成員各々に提出されたうち、高い成績(平均点)にて評価しています。
28	公表資料	ガイドラインP160 評価結果の公表について 契約締結後、評価結果の公表を行うとあります。参加した業務の自社評価結果については、結果通知後に閲覧・通知いただくことはできませんでしょうか？入札説明書には理由の説明を求められることができますが、詳細な評価結果がわからずに「落札者の決定結果に不服がある」として申し立てを行うことに違和感があります。	「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号)、最終改訂(平成19年10月5日付け国官会第946-4号、国地契第36号)【通達】により、評価結果の公表は、契約締結後となります。
29	設計成果	設計成果の品質向上に向けての取り組み 本年度運用を開始される合同現地踏査等の積算については、業務毎の見積徴収となりますか。新たに積算基準が公表されますか。	具体的には、合同現地調査および設計審査会どちらについても、1回の取組につき打合せに要する費用として主任技師0.5人、技師(A)0.5人を計上します。
30	設計成果	②合同現地調査③設計審査会 は積算上費用を計上するとなっており、資料-3 設計業務等における成果の品質向上に向けた取り組みについてP.3運用(案)の積算方法の記載では、具体的な人工数量がありません。 人工の歩掛り公表はされますでしょうか。	具体的には、合同現地調査および設計審査会どちらについても、1回の取組につき打合せに要する費用として主任技師0.5人、技師(A)0.5人を計上します。
31	テクリス	説明会配付資料-1「平成23年度コンサルタント業務の手続き等の改訂について」P7の「3. 入札契約手続きの改訂」の様式の例の中の該当業務分野にTECRISの第一階層業務分野とありますが、これは業務分野(1)～(8)の項目の最初に記載する部門コード1,2の業務分野を第一階層業務とする、と考えてよろしいでしょうか。	業務分野コード「1」建設コンサルタント登録規定登録部門及び「2」その他部門を示します。

番号	項目	質問	回答
32	テクリス	<p>履行期間中に配置技術者を変更した業務におけるTECRISの変更登録についてJACICに問い合わせた際、変更前の技術者については履行期間のみを変更し、変更後の技術者も従事した履行期間を記載する方法で追加登録すればよいと確認しました。</p> <p>この方法により担当技術者3名のうち1名を履行期間内に変更した場合、TECRIS登録された技術者の人数が4名となります。このようなケースにおいて、業務成績の評価対象となる技術者は、当初登録時の技術者か、または業務完了時に従事していた技術者(4番目に変更登録した技術者)のどちらが対象となるのでしょうか。</p> <p>あるいは、当初登録時、業務完了時に関わらず、先頭から3番目までに記載された担当技術者が対象となるのでしょうか。</p>	<p>担当技術者のTECRIS登録の最大登録人数は3名であり、4名になる登録はできません。(発注者支援業務等は除く)</p> <p>よって、受注者の判断でどちらの担当技術者を登録するかお決め下さい。</p>
33	テクリス	<p>現在のTECRI登録では、1業務に担当技術者を最大3名まで登録することが可能ですが、1名の技術者が複数の業務分野を担当した場合、1名の技術者に対して重複する業務分野を登録することは可能でしょうか。</p> <p>また登録することが可能であった場合、評価される分野は企業の評価と同様、記載順の先頭から3分野になるのでしょうか？それとも全てが評価対象となるのでしょうか。</p>	<p>1名の技術者に複数の業務分野を登録することは可能です。</p> <p>なお、技術者の評価は登録された企業の登録分野を上から3つで評価します。</p>
34	テクリス	<p>Q&A集 6に過去のTECRIS登録した内容について修正されるとの回答があります。受注者側として誤った理解があったためのことと思います。発注者側の指示により、TECRIS登録にあたって以下のケースがありますが、修正登録は可能でしょうか。</p> <p>1)設計共同体の構成員として受託した業務において、担当技術者として登録した技術者の数を代表者とあわせて3名までとして、完了後に修正するように指導されました。改めて構成員側として3名まで修正登録させていただくことはできますか。</p> <p>2)発注者支援業務等を受託した際に担当技術者の配置を3名までとして、8名の登録ができませんでした。改めて8名まで修正登録させていただくことはできますか。</p>	<p>1)平成22年度までの業務においては、設計共同体であっても担当技術者の登録は、3名までとなっておりますので、修正登録は出来ません。なお、平成23年度は、共通仕様書の改訂により設計共同体の場合の登録について、記載されております。</p> <p>2)平成22年度までの発注者支援業務等においては、中部地方整備局として、TECRIS登録人数は3名までとしており、修正登録は出来ません。</p>
35	テクリス	<p>Q&A集 6の『本省を通してJACICから3名以上登録されている企業に対しては、修正依頼をします。』とあります。これは登録企業へ修正指示がくるものとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>それとも、登録企業へ連絡なしにJACICにて機械的に上位3名までの登録として作業をされるのでしょうか。</p> <p>また、照査技術者についても照査技術者の配置が義務付で担当技術者同様の措置が取られるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JACICより各企業に対して修正の依頼が出されると聞いております。 ・登録技術者は、発注者に、氏名及び必要事項を提出している担当技術者となります。
36	手持ち業務量	<p>総合評価落札方式等における低入札に係わる配置予定管理技術者の手持ち業務について、入札説明書等によると、「調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合の手持ち業務は、契約金額の合計が2億円未満かつ件数が5件未満とする。」とあります。</p> <p>これは、国交省以外の県業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合にも適用されるのでしょうか。</p>	<p>・調査基準価格を下回る金額で落札した場合は、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く)が対象です。</p> <p>その際に、手持ち業務量の金額の計算には県業務等も含まれます。</p> <p>・国土交通省以外の県業務等においても、「手持ち業務量の制限」が、その県等において入札説明書等で定められている場合は、適用となります。</p>

番号	項目	質問	回答
37	品質確保基準価格	<p>・品質確保基準価格の設定について 今回新たに設定された品質確保基準価格について、基準価格を下回ってしまった場合、低入受注者の義務確認から落札予定者決定までの流れや内容がすべて同様であると理解してよろしいですか。</p>	<p>企業者説明会資料 資料－１のP. 6に落札予定者決定までの流れを記載しておりますので、ご確認ください。</p>
38	調査基準価格	<p>測量業務が混在する単価契約図面作成業務について、調査基準価格の算定方法について教えて下さい。</p>	<p>調査基準価格の算出は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格算出率(K)の算定 $K(\times 1) = (a + b) / (A + B)$ ※1: 小数5位切り捨て A: 測量予定業務を全て実施した場合の業務価格 a: Aに対する調査基準価格 B: 設計予定業務全てを実施した場合の業務価格 b: Bに対する調査基準価格 <p>調査基準価格の算定 $\text{調査基準価格}(\times 2) = \text{今回業務の基準価格} \times K$ ※2: 小数3位切り捨て</p> <p><調査基準価格の算定過程(補足説明)> $\text{調査基準価格(税抜き)}(\times 3) = \text{今回業務の基準価格(税抜き)} \times K$ ※3: 小数点以下切り捨て $\text{調査基準価格}(\times 4) = \text{調査基準価格(税抜き)} \times 1.05$ ※4: 少数3位切り捨て</p>
39	その他	<p>今後、新たなガイドライン等の運用において、疑問点等が発生した場合、今回の質問期間以外に対応していただけるのでしょうか？対応いただける場合、窓口はどちらになりますか。</p>	<p>建設コンサルタント業務等の改訂に関する質問は、締め切らせて頂きました。 今後、ご質問及びご意見がある場合は、技術管理課までお問い合わせ下さい。 お問い合わせ先: 技術管理課 TEL 052-953-8131</p>